



島根県報

令和5年6月16日（金）

第 4 2 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	4
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	4

【特定調達公告】

職務情報管理システム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	5
------------------------------	-----------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		6
---	--	---

【正 誤】

令和5年3月10日付け島根県報号外第25号中	（総 務 課）	6
------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第410号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
なぎ訪問看護ステーション	出雲市知井宮町1223-2	令和4年10月11日
しみず眼科	大田市大田町大田イ192-15	令和5年5月10日
隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一1番地7	令和5年4月1日
かわい薬局	大田市川合町川合1243-1	令和5年5月1日

島根県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
山岡医院	出雲市三津町389-2	令和5年3月31日
草野歯科医院	浜田市相生町3774	令和4年12月31日

島根県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市湖陵町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原 一誠 出雲市湖陵町差海1706-1

石飛 憲治 出雲市湖陵町板津585-1

岸 保 出雲市湖陵町大池1002

大野 定利 出雲市湖陵町常楽寺577

竹下 茂 出雲市湖陵町三部287

妹尾 泰久 出雲市湖陵町二部19

監事

岡 友教 出雲市湖陵町差海377-1

今若 隆 出雲市湖陵町二部1774-1

2 就任年月日

令和5年4月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

原 一誠 出雲市湖陵町差海1706-1

石飛 憲治 出雲市湖陵町板津585-1

大野 定利 出雲市湖陵町常楽寺577

竹下 茂 出雲市湖陵町三部287

妹尾 泰久 出雲市湖陵町二部19

三原 貴信 出雲市湖陵町大池999-4

監事

桑原 裕志 出雲市湖陵町板津696

今若 隆 出雲市湖陵町二部1774-1

島根県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原田 修 大田市三瓶町池田2021番地

湯浅 英行 大田市三瓶町池田219番地5

和田 久敏 大田市山口町山口224番地2

古志 泰博 大田市久手町刺鹿2243番地2

川村 孝信 大田市三瓶町志学口250番地

藤井 好文 大田市三瓶町志学口862番地4

監事

和田 幸徳 大田市三瓶町池田1628番地

松尾 操 大田市三瓶町池田321番地

2 就任年月日

令和5年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

川村 孝信 大田市三瓶町志学口250番地

藤井 好文 大田市三瓶町志学口862-4

和田 久敏 大田市山口町山口224-2

林 一敏 大田市三瓶町多根イ449

蓮花 正晴 大田市三瓶町池田227

松尾 操 大田市三瓶町池田321

監事

大谷 正幸 大田市三瓶町多根イ958-3

藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200-4

島根県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を令和5年6月7日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第415号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日和694-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第416号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年6月16日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

職務情報管理システム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年5月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社アクセンディ 代表取締役社長 有賀 尚江 福井県福井市みのり4丁目14番17号

5 随意契約に係る契約金額

72,017,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年6月16日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,028 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 158,566 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 55,029 |
| 浜田選挙区 | 14,357 |
| 出雲選挙区 | 47,090 |
| 益田選挙区 | 12,498 |
| 大田選挙区 | 9,314 |
| 安来選挙区 | 10,354 |
| 江津選挙区 | 6,282 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11,531 |
| 仁多選挙区 | 3,375 |
| 邑智選挙区 | 4,941 |
| 鹿足選挙区 | 3,624 |
| 隠岐選挙区 | 5,407 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 158,566 |

正

誤

条例第9号) 附則第1項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)は、令和5年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)となった。